

わたしの視点

羽鳥 亘

4月から商標法が一部改正されて、小売業者・卸売業者がその業務に係る小売・卸売に使用する商標を保護する小売等役務商標の商標登録出願の受付が開始されました。

スーパーマーケットやコンビニ、ドラッグストアや本屋・衣料品店などの小売業や卸売業を営む皆さんは、自社が取扱う商品を販売するために、店舗の品揃え、商品展示、接客サービス、商品選択の工夫等、お客様に対する付随的なサービスを

行っています。今回の商標法改正は、このようなサービス活動においてお店の看板や、店員の名札

た役務と認められていなかったために、商標としての保護が行われていませんでした。

このため、従来は34の分類に区分された取り扱う商品群ごとに多区分に渡った商標出願(商標登録)を行う必要があり、このため結果

小売等役務商標を取得ることにより、①日本全国でその商標権者だけが、権利取得した範囲についてその商標使用を独占することができ、また、他人が同一・類似商標を使用することを防止②他人が勝手に商標を真似し

付される重要な商標使用行為が保護されなくなり、さらに、他人の無断使用に対しても文句を言うことが出来なくなってしまう。また、現在、自分が洋服小売業の看板として「A」という商標を

現時点では、その重要性があまり認識されておらず、マスコミ報道も少ないように思われます。後で「法律改正を知らなかった」という言い訳は出来ませんが、ご自分が現在使用している小売商標がある場合には、一度専門家である弁理士にご相談下さい。

小売商標の重要性



羽鳥亘(はとりわた)氏 1957年生まれ。成蹊大法学部。東京三洋電機特許部を経て87年独立。羽鳥国際特許商標事務所長・弁理士。県知的財産戦略会議委員、弁理士会関東支部副支部長

ショッピングカート等を使用していている商標を商標登録で保護しようとする改正です。

従来、小売業者や卸売業者が提供する品揃えや接客等のサービスは、商標法上、商品販売に付随する役務と考

として手続が煩雑となり、かつ、商標権取得や維持費用が高むという問題点がありました。

今回の法律改正では、従来の商品商標とは異なる概念として小売商標が明記され商標法上の保護が行われるようになりました。

た場合は、使用差止や損害賠償請求が可能③商標権の有効期間は登録から10年間で、その後も10年毎に更新を行うことができます。

使用している場合、他人が洋服の小売について「A」という商標を権利取得した場合に、商標権侵害として裁判所に訴えられる恐れがあります。今回の小売商標に関する法律改正ですが、